

佐川町道の駅電気自動車用急速充電設備等導入事業公募型プロポーザル 質疑回答書

令和6年6月17日

※質問事項は原文を記載しています。

番号	質問事項	回答
1	補助金申請をさせて頂く場合、土地所有者から承諾書を発行頂くことは可能でしょうか。	EV充電設備等を設置する土地は、町有地であるので、補助金申請に土地の使用に関する承諾書が必要な場合は、町が発行します。
2	事業期間は10年間でもいいですか。	事業期間を10年間としていただいても構いません。
3	審査会はWebから参加することはできますか。	審査会においてWebを活用いただいても構いませんが、審査会場には、1名以上の出席としてください。※Webを活用いただく場合、Web環境の整備は提案者において行ってください。
4	事業実績書の協定書、契約書等の写しの添付に関しては、公の発表のリンクで対応させていただいても宜しいでしょうか。	「公の発表のリンク」がどのようなものかわかりませんが、業務実績が客観的に確認できるものであれば、協定書、契約書によらなくて構いません。